⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（提出期間内必着。）により提出すること。

ア　平成21・22年度資格審査申請の際に提出した総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）の写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　工事経歴書（下記６⑵アの基準を満足する工事の施工実績を記載したもの。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成22年12月21日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　装備施設本部長から土木一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　装備施設本部長が算定した土木一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北関東防衛局長（旧東京防衛施設局長を含む。）から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成７年度以降に、元請けとして、地中式又は覆土式の燃料タンク（有効容量1,000ＫＬ以上）の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、代表者以外の構成員は、平成７年度以降に、元請けとして、地下又は覆土のタンク工事（貯水、遊水、貯油等を目的とする100㎥以上の有効容量を有する現場打ちのコンクリート構造物であって土工事を伴うもの）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

イ　建設業法の土木一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

７　上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記４により申請することができる。この場合、上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記６⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記６⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

８　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし当該工事の請負者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、「百里㉒燃料施設新設等土木その他工事○○○・○○○・○○○建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

練馬㉒北町宿舎（Ｅ棟）新設建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 22 年 12 月１日

支出負担行為担当官

北関東防衛局長　鈴木　良之

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11

１　工事名　練馬㉒北町宿舎（Ｅ棟）新設建築その他工事

２　工事場所　東京都練馬区

３　工事概要

ア　公務員宿舎新設

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造12階建て／一部鉄筋コンクリート造平屋建て

規模：建物延べ面積　約8,600㎡

イ　既設建物解体

①　解体建物

構造：鉄筋コンクリート造５階建て

規模：建物延べ面積　約1,900㎡

②　解体建物

構造：鉄筋コンクリート造５階建て

規模：建物延べ面積　約1,600㎡

③　解体建物

構造：鉄筋コンクリート造５階建て

規模：建物延べ面積　約1,600㎡

④　解体建物

構造：鉄筋コンクリート造５階建て

規模：建物延べ面積　約1,700㎡

⑤　解体建物

構造：鉄筋コンクリート造５階建て

規模：建物延べ面積　約2,100㎡

⑥　解体建物

構造：鉄筋コンクリート造５階建て

規模：建物延べ面積　約2,100㎡

⑦　解体建物

構造：鉄筋コンクリート造４階建て

規模：建物延べ面積　約1,500㎡

⑧　解体建物

構造：コンクリートブロック造平屋建て

規模：建物延べ面積　約30㎡

⑨　解体建物

構造：鉄筋コンクリート造平屋建て

規模：建物延べ面積　約10㎡

⑩　自転車置場

構造：鉄骨造平屋建て　33棟

附帯土木、電気設備、機械設備及び通信の解体工事

４　今回の工事範囲

ア　公務員宿舎新設　仮設（一式）・土・地業・鉄筋・コンクリート・鉄骨・防水（一部）・石・タイル・木（一部）・屋根及びとい・金属（一部）・左官（一部）・建具（一部）・塗装（一部）・内装（一部）・ユニット（一部）

イ　既設建物解体全て

５　工期　平成25年２月28日まで

６　競争参加資格申請書の交付

⑴　交付期間　平成22年12月１日から平成23年２月15日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時、平成23年２月15日は午後５時まで。紙による交付は午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。